

「一般負担金の過去分は捏造……」書面（3／18付）への補足

東原

一、三回（あるいは五回）の国会議事録を当たった目的について。

(1) この度、以下の国会議事録を法務部で読み込みました。

- ① 平23（2011）年第177国会での「原子力損害賠償支援機構法」可決への論議。
 - ・ 3月の1F事故。事故賠償は東電の責任。東電よりその支援要請発表。受けて上記法案の提出。
 - ・ 基本法（原子力損害の賠償に関する法律）の解釈、東電の免責はあるのか否か、国や他事業者の責任はあるのか否か、国民負担は生じるのか否か、東電の破綻の是非、被害者への賠償万全化の必要等が論議された。
 - ・ 支援機構と国の関与（責任）、事故事業者（東電）が支援機構に拠出する「特別負担金」、全原発事業者（東電を含む）が相互扶助として拠出する「一般負担金」等が定められた。
- ② 平26（2014）年第186国会での「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」への改正可決の論議。
 - ・ 先が見えない1F事故炉の廃炉行程、度重なる汚染水関連事故を背景として、「廃炉にも国が前面で責任をもつ」を主旨に、支援機構業務に1F事故の「廃炉」支援を加える内容の法改正案の提出。
 - ・ 支援機構と法律の名称を変え「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」とすることが定められた。
- ③ 平29（2017）年第193国会での同法の改正可決への論議。
 - ・ 1F事故対処費用が11兆円→22兆円と提示されてくる（日本経済研究センターによる70兆円の試算も出てくる）状況下、一方での（経産相の私的諮問委員会である東電改革・1F問題委員会による）『東電改革宣言』と、並行して進められた（電力システム改革貫徹のための小委員会による、そして今般提訴対象とする「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」措置を決めた）『中間とりまとめ』とを踏まえた閣議決定を受けて、同法（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法）に、新たに「東電が支援機構に廃炉積立金を積む」とする追加改正法案の提出。
 - ・ いずれも相応の論議の後、法改正は可決。2つの負担金について「不当」とする議論も（今般提訴での私たちの主張と同じような意見も相応に）あるが、法案として提出されているわけではなく、意見と答弁の応酬のみ。

—以下の④、⑤はまだ全員が読んでいません—

- ④ 平成12（2000）年第147国会での「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法

律」可決への議論。

- ⑤ 平成17（2005）年第162国会での「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」可決への議論。

(2) 三回（あるいは五回）の国会議事録を当たったのは次の考えからです。

- 1) 今般提訴対象の一つ「賠償負担金」は、「一般負担金の過去分」とされています。従って、当初において「一般負担金」は何と説明されていたのか（①2011年第177国会）、途中にあって何と説明されていたのか（②2014年第186国会）、「一般負担金の過去分であるという賠償負担金」の制度措置を省令で目論む一方でそれを法律化しないことについて何と説明されていたのか（③2017年第193国会）を通して読むことで、「元々2011年に定めた一般負担金自体が“過去分”であって、2016～2017年に経産省が持ち出してきた“一般負担金の過去分”なるものは捏造である」と言える証拠を掴みとりたい、と考えました。
- 2) 2016～2017年に経産省がこの捏造をする際に“前例”として持ち出した「使用済燃料再処理費用の過去分＝使用済燃料再処理等既発電費」の措置化（それを新電力の利用者からも託送料金として回収する）に関して、それは実際には“前例”とできないものだったのではないかということと、更に次の3)項と正反対の取扱いになっているのでどういった提案と論議からこれが決められたのかを探るために、⑤2005年第162国会での（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の制定）の審議内容を追いたい、と考えました。
- 3) 同じように、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法制定にあたり、その法制定以前に発生していたとする費用（＝過去分）について議論がされ、「それを新電力事業の利用者から回収するのは不公正である」と付帯決議まで上げられた（金森論文情報）、④2000年第147国会の審議内容を追いたい、と考えました。

二、当たってみた手応えについて。

- (1) ①～③の国会審議を追ってみて感じたことの一つは、①の2011年には支援機構法中の「一般負担金」について誰もがそれを「過去分」と考えていたということ、もう一つは、③の2017年では「一般負担金の過去分」という提示に対して（それはおかしいとする多くの反応はありますが、提示そのものについては）それをそのまま受け止めて何事もなく議論に入っているということと、この2017年にいたって「一般負担金」の意味と内容が変わってしまっている（そのことに自覚を持っていない）ということでした。
- (2) 意味と内容が変わってしまっているというのは、①2011年制定時の「一般負担金」が「すべての原発事業者が相互扶助の立場からこの仕組みづくりに協力するため負担する。それを電気料金に転嫁して東電と関係のない国民の負担とすることは、極力しない」とされ、さらに審議の過程で「賠償額の見通しが立った段階で（2年を想定）、東電とその利害関係者の責任、国の責任、他電力事業者の責任を見直し、国民負担を最小化する（附則第6条2項）」とされていたのが、③2017年には「一般負担金の過去分＝賠償負担金」が「過去に原発による利益を得ていた国民すべてが公平に負担すべく、新電力事業者の利

用が変わっても負担できるように託送料金の仕組みをつかって新電力事業者を通して回収されるもの」とされ、つまり「国民が負担」することを前提とした、倒立したものになっているということです。

(3) 以下①～③から特徴的な発言を拾っていきます(配布した議事録にマーカーをつけているものから更に抜き出してみました。証拠となれるのではないかと思います。お手数ですが議事録の該当箇所確かめてみて下さい)。

① 2011年第177国会より。

- ・ 6月16日4pの海江田経産相「…過去に遡っての負担金をお願いをするということになりました。」
- ・ 7月8日8pの菅首相「……すべての電気事業者が毎年度負担する一般負担金は、円滑な損害賠償の履行を確保するために必要な金額を、相互扶助の考え方のもとで、共同して負担するものであります。……」
- ・ 7月12日12pの海江田経産相「……この勘定を分けずに(注:特別負担金と一般負担金を別会計とせず、の意)、将来の事故に対する備え、そしてこれまでの事故についても、やはり、お互い相互扶助の立場でやっといこうと……。」
- ・ 7月26日17pの海江田経産相「……まず最初に、リストラを徹底してやってもらおう。これは今回事故を起こしました東京電力だけでございませんで、相互扶助の考え方から、その他の原子力発電施設を持っております電力会社にも一般負担金という形で拠出をお願いする……この一般負担金というのはコストの中に入れますということでございますから、それをそのまま電気料金に転嫁するのではなく、やはりそうした他の電力会社もリストラをしっかりとやっていただきたいということでございますので、これを通じた国民負担の最小化あるいは極小化をされる……。」
- ・ 7月26日31～32pの衆議院東日本大震災復興特別委員会での付帯決議「……三 法附則第六条第二項に想定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する……四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金への転嫁の回避など、国民負担の最小化を図ること。……」
- ・ 7月28日5pの衆議院本会議佐藤議員の賛成討論「……附則第六条第二項にて、法施行後早期に、東京電力と政府及び他の原子力事業者との間の負担のあり方等について、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じる……」
- ・ 7月29日1～2p海江田経産相「……二点目……は、政府は、この法律施行後早期に、資金援助を受ける原子力事業者と政府・他の原子力事業者間の負担の在り方、資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる……。」
- ・ 7月29日9～10p菅首相「……今般の支援の枠組みは、巨額の原子力損害について円滑な損害賠償の履行を確保するために必要な金額を、相互扶助の考え方の下、全ての原子力事業者が共同で負担するものであり、既に発生した事故であっても、対応の困難さに直面しているものであれば支援の対象とする……。」
- ・ 8月1日31p修正案提出者の西村議員「……これまで一応ほかの町(注:他の電力会社)からもお金を一旦使ったとしても、あるいは偉い人(注:政府)がお金を出

したとしても、その負担をどう分かち合うかはその時点で判断しましょう、したがって、その車に乗っている同乗者（注：東電の利益関係者）であったり、Tさん自身（注：東電）が財産を持っている、これはもう今の段階からそれは徹底的にTさんには払ってもらいますけれども、あるいは貸している方々（注：金融機関）含めて、その段階で国民負担、つまり被災者も含めて国民の負担が最小になるように最も適切な解をその段階で考えましょうと、今は賠償を優先しようというのが今回の修正案であります。」

- ・ 8月1日32pの西村議員「……附則の六条の二項です……一定の時期がきた、賠償の全体を見たときにその負担をどう分かち合うのか。私ども立法者の意思としては、各社の負担は一時的に仮に賠償を優先してそのために使うことがあっても、見直しの時点でそれはしっかり返してもらおうということが私たち立法者の意思であります。つまり、区分経理をしてしっかり返してもらおうような措置をこの法律上しっかりとったということでもあります。」
- ・ 8月2日15pの西村議員「……他社が負担金を機構に出すわけでありましてけれども、仮に一時的にこれは賠償を優先するという視点からその負担金が賠償に使われたとしても、しっかりと計数管理を行って、各社がどれだけ負担をし、何に使われたかということをしかり計数管理を行って、将来この負担全体をどういうふうに分かち合うのか、負担の在り方を検討する際に、私どもとしては、他社には今回の事故の負担はさせないという視点からそういう計数管理をさせることといたしました。……」
- ・ 8月2日19pの参議院東日本大震災復興特別委員会での付帯決議案説明「……四今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金の安易な引上げを回避するとともに、電力供給システムのあり方について検討を行うなど、国民負担の最小化を図ること。……」
- ・ 8月3日3pの参議院本会議での賛成討論「……我々自民党は、東京電力以外の電力各社についてはその負担金を今回の事故の賠償に充てるべきではないと主張してきました。与野党協議の結果、当初は他の電力会社の負担金も今回の賠償に充てることになりましたが、当然それは必要最小限であるべきです。また、法律の見直しの際には、この点も含めて見直しが行われるべきと考えます。……」

以上のとおり、東電が無限責任を負うけれども支払能力が無いので支援機構をつくり国が国債交付や資金援助をする、その返還のために東電のみならず他の原発を有する事業者も相互扶助の立場から「一般負担金」拠出の協力をする、それを電気料金に転嫁することは極力回避する、加えて「特別負担金」と「一般負担金」の計数管理をしておきしかるべき時期に東電及び利益関係者・他の電力会社・国の責任のあり方を見直す（附則第六条二項）、自民の現西村経済再生大臣等が「他の電力事業者の一般負担金は返すというのが立法者の意思だ」とまで言って可決したのが、この原子力損害賠償支援機構法でした。

② 2014年第186国会より。

- ・ 4月9日21pの茂木経産相「……我が国におきましては、基本的には無限責任という形になるわけでありましてけれども、同時に、原賠法の十六条におきまして、国は

原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。これに沿って機構法というものができ上がり、その中で最終的に必要となってきます資金につきましては、一般負担金それから特別負担金、こういったことで賄うことにしております、まさに今そのスキームが進んでいる……電力システム改革も含めて、原子力事業をやるのが何人になるかということによって、この一般負担金というのも当然変わってくる。……」

- ・ 4月16日9pの茂木経産相「今回の機構法の改正、これは賠償に対する資金援助のスキームとは違いました、廃炉に関しまして総合的な調整であったりとか技術支援を行うことを基本とした法改正をお願いしているものでありまして、廃炉について資金援助を行う、そういうことを前提といたしますか、中心にした法案の形にはなっておりません。……」
- ・ 4月18日7pの茂木経産相「……次に、機構法附則第六条二項に基づく見直しについてであります、特定の見直しの方向性があらかじめ除外されているものとは承知はいたしてはおりませんが、仮に法的整理を行うとした場合、電気事業法に基づき、内外の機関投資家などが保有する電力債が優先弁済される一方で、福島住民など被害者の方々の賠償債権や、現場で困難な事故収束作業に必死で当たっている関係企業の取引債権が十分に支払われないおそれなどがあり、適切ではない……。」
- ・ 4月18日9pの茂木経産相「……国民負担を抑制する観点から、東電には分社化など電力システム改革を先取りして企業価値を高めるよう求めております。また金融機関に対しては、主要行を中心に、一般担保が付されている私募債方式についてできるだけ早期に見直していくこと、株主に対しては、株価の下落に加え、無配当の継続などの形で責任を求め……廃炉会計ルールの見直しについては、会計等の専門家による審議を踏まえて、運転終了となる原因が何であるかにかかわらず、発電と廃炉は一体の事業と整理すべきとの観点から、事故炉にも適用することとされたものであり、東電救済を目的としたものではありません。……」
- ・ 5月13日14pの参議院経済産業委員会での法案可決後の自民・民主・公明党による付帯決議案「……一 原子力損害賠償支援機構法制定時に国会修正によって追加された、原子力損害の倍賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置（附則第六条第一項）、及び、本法の施行状況を踏まえて講ずるものとされる必要な措置（附則第六条第二項）に係る検討条項に関し、制定時の付帯決議の趣旨に鑑み、早急に結論を得るよう更に検討を進めること。……五 機構の業務に「廃炉等に関する情報の提供」が追加されることに伴い、……また、損害賠償支援機構業務に係るものも含め、機構の業務に関し内外に対してこれまで以上に適時適切な情報の公開を進めること。……八 機構が行う研究開発は、基本的に研究開発の企画を想定し、国際廃炉研究開発機構や日本原子力開発機構などとの適切な役割分担を行い、原子力事業者が納付する一般負担金の過度な増大を招くことのないよう留意すること。」

以上のとおり、賠償のための支援機構への国債投入が5兆円→9兆円となる、中間貯蔵のための1.1兆円を（2011年時点では「発動しない」としていた）法第68条に基づく国の予算投下（電源開発税収から）をする、2015年に東電分社化を行い2

016年末に支援機構（国）保有の株式を無くし事実上の国有状態を脱したいと検討されている（注：なお、現時点もこれは実現されていない）、といった大状況下、度重なる汚染水に係る事故に見られる「廃炉」実施への危機意識（実際廃炉行程は進捗しない）を契機として、この法改正案—廃炉も国が前面に立ち、支援機構業務に事故廃炉支援も加える—が提案されました。但し、そうするからといって新たな資金援助はなく、その点「一般負担金」額は増やさないとされました（当時、現時点と同額の年1,630億円でした）。

この法案と審議（審議は総じて緊迫感の無いやり取りですが）を通して、「支援機構（法）は将来の事故に備える取り組み」といった法制定時の表看板はなりをひそめ、ある意味あからさまに「支援機構（法）は1F事故の賠償と廃炉にまい進する」という本質がやりとりされています。冒頭の茂木経産相の法案説明中、氏は「一般負担金と特別負担金で賠償を実施するのだ」と言い切っています。かつ、この時点では総体の意識において「原子力事業者がこの費用を出す」との認識が継承されています。

なお、この前年2013年に経産省が定めた「廃炉会計」（その後の「廃炉円滑化負担金」を招くことになる）の不当性が幾人かより質問されていること、原子力損害賠償支援機構の閉鎖性、情報公開の低さが指摘されています。この低さは「改善する」と答弁されていますが、現時点でもさほど変わりません（一度そのホームページをご覧ください。「えっ」と思うほどのひどさです）。そしてそのことは、すでに13.5兆円もの国債交付を受け、その用途を決定できる権限をもっている国の機関として果たして問題はないのかと言いうるものであり、訴訟の中でも言及・主張できる機会をとらえたいと思いました。

③ 2017年第193国会より。

- ・ 3月30日5pの世耕経産相「……賠償に関する今回の措置（注：託送料金への賠償負担金の転嫁）は、福島原発事故以前、原賠機構法が措置されていなかったことから生じた賠償への備えの不足分をどう手当てすることが適切かという問題への対応であります。制度がなかったことによって、賠償への備えの不足が生じてしまったことについては、政府として真摯に反省しつつ、福島の復興を支えるという観点、また、当時、原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があることなども勘案し、全ての消費者から公平に回収させていただきたい……。」
- ・ 4月5日2pの世耕経産相「今、いわゆる賠償の負担というものについては、特別負担金という形でまず東京電力が負担をする。あと、やはり原子力というものを国民全体が裨益をしていたということで、一般負担金という形で各電力会社全てが負担をするという形が、電力会社といっても、いわゆる新規参入の電力会社ではなくて、旧電力会社というんでしょうか、既存の電力会社が一般負担金という形でやってまいりました。……いよいよ既存の電力会社から請求書を受け取らない人が例えば三割、四割になってきたときに、では、既存の電力会社に残っている人だけの負担で、残りの人は負担しなくていいのか。……今新電力を使っている方であっても、一定程度過去裨益した部分があるんじゃないか。では、それを全ての人から公平に取れる方法として何があるかといったら、税金にするかほかの方法を考えるという中で、託送料金と

いうのを選んだんです。……」

- 4月5日7p 世耕経産相「……さらに、過去分といっても、それこそ今回の事故はほとんど備えていなかったわけですから、全体が過去分といえば過去分なんですけれども、そこを、皆さんからいただく過去分というのをしっかりこれは閣議決定をして、上限を二・四兆円という形で決めさせていただいております。……本当に今回の件はわかりにくいです。……消費者の皆さんに対しては、粘り強く、かなり何度も何度も繰り返して説明をやっていくということが非常に重要だ……。」
- 4月5日33p の世耕経産相「……託送料に乗せる過去分については、……福島のために国民全体で負担をする、二・四兆円分の託送料の上乗せについては明細票等で明確に書いていきたい……。」
- 4月5日39p の世耕経産相「やはりこれは、福島の復興のため、福島の皆さんに必要な賠償金を支払う原資であるということを何よりもご理解いただく必要がある。……」
- 4月5日40p の世耕経産相「今、金融機関が幾らもうけたと。確かに、単純に足し算をするということ……一方で、お客さん、ユーザーの側もかなりの裨益をしているわけです。安定した電力供給によって、一九六六年までさかのぼられていますから、その間、日本が電力が良質であることによってどれだけ成長して、それが国民全体がどれだけ裨益をしたか……。一般の方に負担を回す前にとおっしゃいましたが、一般負担金という形で、全国の電力会社の利用者の皆さんからは、それぞれいただいている分がもう既に賠償に関してはある……。」
- 4月5日41p の世耕経産相「制度上、今後、託送制度を利用して何か別の、……何かこの電気事業の中で全ての消費者が広く公平に負担すべきような費用が出てきたときは、それを託送料金を使って回収するということが否定されるというものではない……。」
- 4月12日27p の日下部政府参考人（エネ庁長官）「(特定放射性廃棄物の最終処分費用や使用済燃料の再処理費用の過去分には最終処分法や再処理積立金法という法的根拠があるのに対し、今回の賠償費の過去分の法的根拠は何かという質問について) 今回の賠償の制度につきましては、原賠機構法という制度ができております。この原賠機構法に基づきまして一般負担金、特別負担金という仕組みが制定されておりますので、一つの根拠法令はそちらになる……。」
- 4月12日29p の世耕経産相「……やはり視点は、福島の皆さんへの賠償をどうやって負担するか、……国民に託送料を介して負担をお願いしなければならない。当然、原発が嫌で新電力を選択している方もいらっしゃるかもしれない。ですから、これからの分に関しては新電力は負担をしていない……これから先の分としての賠償積み立てについては新電力は負担をしていない、再生可能エネルギーだけの新電力は負担をしていない……。」
- 4月12日35p の衆議院経済産業委員会での改正法案可決後の自民・民主・公明党による付帯決議「……十 一般負担金に係る過去分の回収にあたっては、その事実を需要家に確実に伝えるための措置を講ずるとともに、過去分回収に係る考え方や回収額等について需要家がより具体的な情報が得られるよう、政府及び送配電事業者等

により提供されるよう措置すること。……十一 送配電会社の託送料金に上乗せして回収する措置について、賠償の備えの不足が生じた中での政策上の要請があるとしても、今後同様の措置が安易に導入されること等が無いよう、措置に係る十分な情報公開を行う等、第三者によるチェックが可能となるよう措置を講じるとともに、福島第一原発事故の対応に要する資金の確保に関し、国の財政負担の在り方について検討すること。また「公共財」的性質を帯びる送配電網が過小投資にならないよう政府が必要な措置を講じること。……」

- 4月25日28～29pの村瀬政府参考人（電力・ガス事業部長）「……再処理について、託送で過去回収したことがあるという御指摘については、これは今回の措置と同様に、電気事業法の下で措置された……したがいまして、託送料金で回収するものについて法律で規定されたことはない……。使用済燃料の再処理等に伴って生ずる廃棄物の処分に係る費用を……最終処分法附則第四条の規定により拠出金を納付する……。また、もう一点……原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律……につきましては、使用済燃料を発生させて事業者による再処理等の費用の積立てを義務付けるものとして……二〇〇五年に措置されたもの……これについても、制度措置前に発生していた使用済燃料につきましては、積立金法附則第三条の規定によりまして……。」「最終処分法の拠出金や再処理積立金法の積立金と原賠機構法の負担金についてはその性格が異なっている……。」
- 4月25日29pの世耕経産相「ただ、やはり過去分の二・四兆円はこれは何らかの形で措置をしなければいけない、そうでないと福島の皆さんへの賠償を貫徹ができない……。」
- 4月25日30pの世耕経産相「……現行の機構法において費用の発生が明らかになった時点で、その時点の料金原価に算入をして、全ての消費者から公平に回収するという規制料金の考え方を前提として、一般負担金というのは備えの不足分も含めたものとなっていた……。」
- 4月25日35pの世耕経産相「(行政訴訟が起こされたらという質問に対して) 今回のこの措置は、これは電気事業法にのっとっている措置であります。電気事業法は、広く集める必要があるお金は託送料金に載せていい、……過去分の積立不足について、これは広く当然国民から、過去原発に裨益をしていたという観点からいただくにふさわしい……そういったリスクは考えておりませんし、新電力側にもきっちり説明はしていきたい……最終的に負担することになる消費者にも分かりやすいように……。」
- 4月27日2pの山内弘隆参考人（電力システム改革貫徹小委員会座長）「……最初に原子力損害賠償支援機構が成立して、そこでそういう仕組みができたわけでありませけれども、それだけでは十分ではないと、こういうことが分かってきて、……東京電力がどのようにあるべきか、どういうふうに改革すべきか……これは別のところで議論をされていた……そういうあるべき姿と、それから一方で、どれだけの費用が必要なのかと、……これも別のところで議論されていた。それを受けた上で、電力システムを改革する、……こういったことを無事に、そして整合的に行えるためにどうしたらいいかと、こういうところを議論するための小委員会であった……。……賠償の備えに関する負担の在り方というのが一番大きな議論になった……どれだけ将来的に

費用が必要になるのかというのは、これは我々のところではなくて別のところで議論されていたわけでありましてけれども、それに対して東京電力という枠組みを使ってきちっと損害賠償をしていくというためにどうしたらいいのか、その費用をどういうふうに負担したらいいのかと、……。」

- 4月27日5～6pの大石美奈子参考人（電力システム改革貫徹小委員会委員）「……そもそも今回のこの電力システム改革の中での貫徹委員会の結論というのは大変大きな問題を抱えたままである……。……パブコメの内容というのが中間とりまとめにはほとんど反映されていない……。かなり国民の声を無視した拙速な進め方で決められた……。非公開で開催された東電委員会と並行して開催されて、その影響を受けつつ、短い時間で決着してしまった。……。もう既に託送料金の中には託送料金以外のものが入っている……。バックエンド費用でありますとか電源開発促進税……。これはきちんと国会で論議されて法律で定められた中でこの託送料金の部分に乗せようと……。決まったのであって、今回の場合は、経済産業省の中だけで……。省令の中で議論が進み、自由にこれは省令だけで変更できるというのは、全く消費者にとっては不安……。……事故処理の費用……。は……。百兆円の国家予算に匹敵するようなこの費用を国会の議論を経ずにここで決定してもいいのかと……。疑問に思っております。……。」
- 4月27日9pの山内参考人「……。過去分については非常に分かりにくいというのはご指摘のとおり……。私自身の考え方で申し上げますと、この過去分の議論をする前に、最初に原賠支援機構をつくったときに負担金という形を取って一般負担金と特別負担金でやる、その時の考え方というのは保険的な考え方であった……。要するに、保険料を過去払ってこなかった分を一般負担金という形で取っている……。ある意味ではそれに近い発想だというふうに思っております。今回の過去分についても、この議論の中でどこでというのは正確に記憶しておりませんが、これ、委員が何か発案したというのではない……。事務局としてこういう考え方はどうですか……。これを議論したという経過であります。……。」
- 4月27日10pの山内参考人「……。金額が最後の方になって出てきたということ自体に我々は非常に困ったといたしますが、……。金額が出てきたときにそういう対応をする、負担の仕方を当てはめたといたしますと変ですけれども、そういう形になったというふうに考えております。……。」
- 4月27日13～14pの大石参考人「……。なぜそれが託送料金でなければならないのかということについては私はいまだに理解ができておりません。なぜ経済産業省の省令だけで変えられるという、本当に国会の議論を経ずにそういう回収方法を取るのか……。そういう意味では、国会での議論を是非再度お願いしたい……。」
- 5月9日10pの世耕経産相「……。原賠機構法というのが震災後に措置をされました。……。いわゆる積立て、各電力事業者の負担金という形になる……。実は、このままやっていってもよかったです。よかったです。電力自由化というのが起こってきて、いままでは既存の電力会社の請求書が全家庭に行っていた……。これが今後は必ずしもいかないという状況になる。……。50%の人しか既存の電力会社から請求書を受け取らないと……。なったときに、この負担を負担する人というのがかなり範囲が限られてくる。そういうときに、過去の原子力によって受益をしていた人の負担の公

平性というものはどうなるんだということからこの過去分というのがでてきたわけ
あります。……この辺を、特に福島のための費用の負担なんだということ国民の皆
さんに御理解をいただけるように、一方で、これからの分については、当然、新電力
を選定した方々には負担をいただいていないということも分かりやすく説明をする努
力を続けていきたい……。」

- ・ 5月9日18pの参議院経済産業委員会での法案可決後、自民・こころ・民進・新
緑風会、公明及び日本維新の会による付帯決議案「……六 一般負担金に係る過去分
について、需要家に負担を求める必要性について十分な説明を行うとともに、個々の
需要家が負担する額についてより具体的な情報が得られるよう措置すること。また、
今後、託送料金の仕組みによる同様の措置が安易に導入されないよう、十分
な情報公開等、第三者によるチェックが可能となる措置を講ずること。……」

以上のとおり、直接的には、1F事故対処費用11兆円→22兆円のうち廃炉が2兆
円→8兆円となる中、廃炉費用捻出が重たい課題となるという認識から、東電送配電（託
送）部門の合理化を進めてその費用低減分を料金値下げではなく廃炉費用年間5000
億円の生み出しに向ける（『東電改革宣言』）ことを根拠として、東電が支援機構に「廃
炉積立金」を積むことを支援機構法の追加修正とする法改正が審議されました。一方そ
れと並行した『（電力システム改革貫徹小委員会の）中間とりまとめ』で決めた「賠償負
担金」「廃炉円滑化負担金」は法改正ないし新法提案という形をとらずに議論された、と
いう風景です。この時点では「賠償負担金」という命名はなく、「一般負担金の過去分」
と呼ばれています。

やり取りを通して、いわゆる既視感に襲われるのですが、国の答弁による説明は、2
011年のそもそもの「一般負担金」が必要であるとする「事故前に備えていなかった」
という理由づけをそのまま用いています。世耕経産相と村瀬電力・ガス事業部長がその
筆頭です。

その一方で、2011年（そして2014年でも）においては皆の共通認識であった、
「福島の人々のための事故の賠償は東電が負うべきもの、原発を有する他事業者も不本
意ながら相互扶助の立場で協力する（将来的には“返す”ことも含めて見直す）、それにつ
いての料金転嫁による国民負担は極力避ける」といったものが解体・無化され、「福島
の人々のために国民全員が協力してもらわないといけない。過去に原発の電気で裨益し
てきた国民が新電力に移行してその協力からのがれることを認めてはならない」という
論がまかり通っていることです。

この点、ある意味で世耕大臣は「正直者」の感がしていますが、「そのために過去分と
いう考えが出されてきた」とまで発言しています。更に電力システム貫徹小委員会は経
産省によって「賠償負担金は福島のため」と誤誘導される一方で、経産省は「賠償負担
金は『福島のため』ではない」と表向きの回答をしていることと対照的に、見事に世耕
大臣は何度も「福島のため」と発言しています。加えて「こうした託送料金を用いた措
置は今後もあることを否定できない」ともあっさり述べています。あるいは、現時点に
至るもまだ全然実現されていない「ホームページでの公開・説明」「新電力事業者と消費
者（国民）への丁寧な説明と理解をもらう努力」をしたい、と何度も（これは経産省も
含めて）答弁しています。

ところでこの第193国会そのものですが、幾名かの議員が現在私たちが主張・追及したい内容とも同じことを問うていますが、全体としては低調です。しかも、上述した、元々の「東電責任・原発事業者の相互扶助協力」が「国民全員の協力」にすりかえられてしまった根本の問題を見ようともしていないと思いました。2011年に附則が入れられ、その遂行を付帯決議し、2014年にはまだ忘れられていなかったのですが、この2017年には「附則第六条二項の見直し遂行を行う」が消えてしまっています。貫徹小委員会とこの国会での参考人招致の大石さんや全国のささやかな声を全くかえりみることのない第193国会であったと言えます。自民政権だけの問題ではありません。私たちが訴訟で「国会で法律として決めるように」と求めるにあたって、そうした惨憺たる現状を見据えておく必要をつよく思います。

(4) 最後に（まだ全部読めていない④⑤への言及含めて）、以下を喚起しておきます。

- 1) 今（2020）年度の「一般負担金」総額を支援機構が幾らと決定するのかを注視します。国の理屈からは従来の1,630億円に「過去分」に1年分600億円が加えられないといけません。一方、定松論文にあるように、旧大手電力（原発事業者）の負担を増やさない底意があるなら1,630億円のままとすることもありえます。そうなればその矛盾を衝くことにします。
- 2) 同様に、各大手電力が託送料金を値上げするかしないかを注視します。微妙な言い回しがつづけられています。
- 3) また、2017年第193国会の4月25日28pで電力・ガス事業部長が言っていることからすると「特定放射性廃棄物の最終処分や使用済燃料再処理費用の過去分は、法定で決めていない」とのことです（厳密には、後者の、託送料金算入分の方のみを言っているのかもしれませんが）。いずれも「法附則で定めている」とも説明していますが、「法附則」は「法」に含めないのか？ 今後確かめてみます。
- 4) 先日古賀さんより案内された「託送料金算定をレベニューキャップ方式にかえる（合理化で得られた原資を料金値下げではなく送配電会社の利益と出来る）ことを経産省は目論んでいる」について、それは、東電でのその合理化分を廃炉費用に充てることと、他大手での送配電会社経営のゲタを同じようにすることなのだ、と判然と意味がわかりました。
- 5) 1F事故対応を含めてですが、先方の認識は、「賠償<廃炉<核廃棄物処分（使用済燃料処理含む）」のぼう大な費用をどう理屈づけをして国民から取っていくかなのだろうと思えてきています。

以上